

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

18歳で大人! 契約・ローンなどの消費者トラブルに気を付けましょう

4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、保護者の同意がなくても自分の意志でさまざまな契約ができるようになりました。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験の乏しい若者を狙う悪質な業者は少なくありません。家庭や学校などで、身近な問題として考えてみましょう。

【18歳から保護者の同意がなくてもできること】

- ▼携帯電話の契約
- ▼クレジットカードの作成
- ▼ローン契約
- ▼アパートの賃貸借契約 など

【トラブルに遭わないために】

契約に関する知識を身につけるとともに、その契約が本当に必要かどうかを冷静に判断することが大切です。契約内容で理解できないところがある場合は、家族などによく相談してから契約するようにしましょう。



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝5月12日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。